

○国土交通省告示第千五十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第一項第二号、第二項及び第三項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

前文中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改める。

第五中「令第二百二十九条の四第三項第五号」を「令第二百二十九条の四第三項第七号」に改め、同第一号中「主要な支持部分」の下に「（令第二百二十九条の四第一項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）」を加え、同第二号を次のように改める。

二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$$

この式において、 W は、令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力を、 G_1 、 α_1 、 G_2 及び P は、令第二百二十九条の四第二項の表に規定するものとする。

第五第三号中「生ずる各力」を「生ずる力」に改め、「確かめること。」の下に「この場合におい

て、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを第一から第四までに規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができ、
」を加える。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。